
半休日の廃止に伴う本協会諸規則の一部改正について

日証協 平成 21 年 11 月 18 日

本協会では、証券取引所における半休日の廃止に伴い、本協会諸規則における「半休日」に関する規定を廃止することとし、「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」(理事会決議)等の一部を改正した。

本規則改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

半休日の廃止に伴う本協会諸規則の一部改正について

平成 21 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

本協会では、証券取引所における半休日の廃止に伴い、本協会諸規則における「半休日」に関する規定を廃止することとし、「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」(理事会決議)等の一部を改正することとする。

2．改正の骨子

- (1) 「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」(理事会決議)の一部改正
「半休日」に関する規定を廃止し、併せて表題を改正する。
「休業日」の定義を見直す。(第1条第2号及び第3号)
「休業日」とする日に変更はありません。
本協会が必要と認めるときに臨時の休業日を定めることができる旨の規定を新設する。
(第2条)
- (2) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正
グリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間に関して、半休日に係る規定を削除する。(第31条)
- (3) 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正
売買等の報告、売買等の報告の訂正又は取消しに係る報告に関して、半休日に係る規定を削除する。(第7条第3項第2号及び第8条第2項第2号)
- (4) 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正
その他所要の整備を行う。
- (5) 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正
報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法に関して、半休日に係る規定を削除する。(第9条)

3．施行の時期

この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

以 上

**「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」
(理事会決議)の一部改正について**

平成 21 年 11 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
本協会諸規則に規定する「休業日」について (削 除) (休業日) 第 1 条 本協会の諸規則に規定する「休業日」 は、次の各号に掲げる日とする。 1 (現行どおり) 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (削 除) (削 除) 3 12月31日から翌年の1月3日までの日(前 号に掲げる日を除く。) (削 除) (削 除) (削 除) (臨時の休業日) 第 2 条 本協会は、必要があると認めるとき は、理事会の決議により、臨時の休業日を定め ることができる。 2 本協会は、前項に規定する臨時の休業日を定 めたときは、あらかじめその旨を協会員に通知 する。 付 則 この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。	本協会諸規則に規定する「休業日」及び「半休日」について 本協会の諸規則に規定する「休業日」及び「半休日」は、次に掲げるとおりとする。 (新 設) 1 休 業 日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日 (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日 (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日(「国民の祝日」でない日に限る。) (新 設) (5) 年始3日間 (6) 12月31日 2 半 休 日 (1) 年始の最初の営業日 (2) 年末の最終営業日 (新 設) (新 設)

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(取引時間帯) 第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで (休業日を除く。)とする。 付 則 この改正は、平成21年12月30日から施行する。	(取引時間帯) 第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで (休業日を除く。)とする。<u>ただし、半休日においては、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。</u>

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(売 買 等 の 報 告) 第 7 条 (現 行 ど お り) 2 (現 行 ど お り) 3 前 2 項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。 1 (現 行 ど お り) 2 営業日の午後 5 時00分から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前 8 時10分から午前 8 時29分まで 3 (現 行 ど お り) (売 買 等 の 報 告 の 訂 正 又 は 取 消 し) 第 8 条 (現 行 ど お り) 2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。 1 (現 行 ど お り) 2 営業日の午後 5 時00分から午後11時59分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前 8 時30分以降に報告する場合 3 (現 行 ど お り)	(売 買 等 の 報 告) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 前 2 項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。 1 (省 略) 2 営業日の午後 5 時00分(半 休 日 に あ っ て は 午 後 1 時 00 分) から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前 8 時10分から午前 8 時29分まで 3 (省 略) (売 買 等 の 報 告 の 訂 正 又 は 取 消 し) 第 8 条 (省 略) 2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。 1 (省 略) 2 営業日の午後 5 時00分(半 休 日 に あ っ て は 午 後 1 時 00 分) から午後11時59分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前 8 時30分以降に報告する場合 3 (省 略)
付 則	
この改正は、平成21年12月30日から施行する。	

「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(売 買 価 格 等) 第 2 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は <u>1 口</u> 及び外国株預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 (現 行 ど お り) 付 則 この改正は、平成21年12月30日から施行する。	(売 買 価 格 等) 第 2 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は <u>1 投資口</u> 及び外国株預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 (省 略)

「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等) 第 9 条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則午後 7 時 00 分までに、本協会に報告するものとする。 2 、 4 (現 行 ど お り) 付 則 この改正は、平成21年12月30日から施行する。	(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等) 第 9 条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日<u>(半休日を除く。)</u>の原則午後 7 時 00 分までに、本協会に報告するものとする。 2 、 4 (省 略)

以 上